

武蔵野市図書館スポンサーによる広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市図書館スポンサー（第8条の規定による決定を受けて広告の掲載を行う者をいう。以下「スポンサー」という。）として事業者が行う広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 スポンサーとして掲載する広告（以下「広告」という。）は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の広報媒体に掲載することにより、その公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、謝罪広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容であるもの
- (8) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織（以下「暴力団等」という。）の利益になるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が広告として適当でないと認めるもの

(スポンサーの範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する営業を営む者は、スポンサーとして広告の掲載をすることができない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する営業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業及びこれらに類する営業
- (3) 消費者金融、債権回収等に関する営業
- (4) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容に関する営業
- (5) 暴力団等の利益となる営業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認める営業

2 国税又は地方税を滞納している者は、スポンサーとして広告の掲載をすることができない。

(広告の掲載)

第4条 広告は、教育長が作成する印刷物、冊子、ホームページその他教育長が指定するものに掲載する。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、教育長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、武蔵野市報及び武蔵野市のホームページへの掲載その他教育長が必要と認める方法で行う。

(広告掲載の申込み)

第7条 スポンサーとして広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、武蔵野市図書館スポンサー広告掲載申込書(第1号様式)、広告の原稿の案その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

(掲載広告の決定)

第8条 教育長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告の掲載の可否を審査し、掲載を認めるときは武蔵野市図書館広告掲載決定通知書(第2号様式)により、掲載を認めないときはその旨を申込者に通知する。

(掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、教育長が指定する期日までに当該広告の掲載料を、納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告の原稿は、広告主が作成し、教育長が指定する期日までに教育長が定める場所へ提出するものとする。

(スポンサーの責任)

第11条 スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、スポンサーが負担するものとする。

3 スポンサーは、広告の掲載に係る事項について変更しようとするときは、速やかにその旨を教育長に届け出るものとする。広告の掲載を中止しようとするときも、同様とする。

(スポンサーの決定の取消し)

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの決定を取り消すことができる。

(1) スポンサーが、指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかった場

合

- (2) スポンサーが、指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告の内容が、第2条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (4) スポンサーの営む営業が、第3条第1項各号のいずれかに該当すること
とが判明した場合

(掲載料の返還)

第13条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、スポンサーの責めに帰することができない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。